

大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及びこれに基づく命令の例による。

(判定の申請又は要求)

第3条 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は要求をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）第3条第1項又は第4条第1項に規定する計画書（省令第9条第1項において準用する場合にあつては、通知書）の正本及び副本各1通に、省令第3条第1項又は第4条第1項に規定する図書を添付して市長に提出しなければならない。

(添付図書)

第4条 省令第3条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の表の（ア）欄の区分に応じ、それぞれ同表の（イ）欄に定めるものとする。

	（ア）	（イ）
（1）	法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は要求に係る建築物が複合建築物である場合	次に掲げる部分の求積図 ア 居住者以外の者のみが利用する部分 イ 居住者のみが利用する部分 ウ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分
（2）	その他	建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査において必要と認める図書

(申請又は要求の取り下げ)

第5条 法第11条第1項又は第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、第1号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定申請取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

2 法第12条第2項又は第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける前に当該要求を取り下げようとする者は、第2号様式による建築物エネルギー消費性能適合性判定要求取り下げ届の正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(報告)

第6条 法第15条第1項の規定により法第13条の規定の施行に必要なものとして報告を求められた建築主等は、第3号様式による建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書により市長に報告しなければならない。

(基準適合命令等)

第7条 法第13条第1項の規定による命令は、第4号様式による基準適合命令書により行う。

2 法第13条第2項の規定による通知は、第5号様式による基準適合要請通知書により行う。

(調査の協力)

第8条 法第11条第1項若しくは第2項又は第12条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請若しくは要求をしようとする者又は建築物エネルギー消費性能

適合性判定を受けた建築主は、本市が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る調査に協力しなければならない。

(軽微な変更に関する証明)

- 第9条 省令第13条の規定による軽微な変更に関する証明の申請をしようとする者は、第6号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)に該当することを証する図書を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、省令第13条の規定による軽微な変更に関する証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であると認めるときは、第7号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更証明書を当該申請をした者に交付するものとする。
- 3 市長は、省令第13条の規定による軽微な変更に関する証明の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更ではないと認めるときは、第8号様式による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する旨の通知書により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(手数料の納付)

- 第10条 大阪市手数料条例(昭和40年大阪市条例第35号)第7条の6第1項第1号に定める手数料は、大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)に定める納付書により納付しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第11条 この要綱の規定により同一内容の書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)を複数必要とする申請等(申請、届出その他の市長に対して行われる通知をいう。以下同じ。)(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行われた場合は、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。
- 2 この要綱の規定による申請等(情報通信技術活用法第6条の適用を受けるもの(以下「情報通信技術活用法適用申請等」という。))を除く。)のうち、この要綱の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、情報通信技術活用法適用申請等の例により、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(実施の細目)

- 第12条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第1号様式、第3号様式及び第6号様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間な

おこれを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第2号様式による用紙は、この要綱による改正後の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後にその工事に着手する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務について適用し、同日前にその工事に着工した建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等の事務については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第3号様式及び第6号様式による用紙は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）（A4）

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請取り下げ届

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所

氏名

年 月 日付け（受付番号第 号）で建築物エネルギー消費性能適合性
判定の申請を行った 大阪市 区 における建築物エネ
ルギー消費性能確保計画について、大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定
等に関する要綱第5条第1項の規定に基づき、次の理由により申請を取り下げま
す。

記

理 由

（注意）

申請者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏
名を記載してください。

第2号様式（第5条関係）（A4）

建築物エネルギー消費性能適合性判定要求取り下げ届

年 月 日

大阪市長 様

要求者 主たる事務所
の所在地
官 職

年 月 日付け（受付番号第 号）で建築物エネルギー消費性能適合性判定の要求を行った 大阪市 区 における建築物エネルギー消費性能確保計画について、大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第5条第2項の規定に基づき、次の理由により要求を取り下げます。

記

理 由

建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書

年 月 日

大阪市長 様

建築主等 住 所

氏 名

大阪市 区 における建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分について、大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

報告の内容

(注意)

建築主等が法人等である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

基準適合命令書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

大阪市 区 における建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、次のとおり必要な改善の措置をとることを命令する。

記

命令しようとする措置及びその期限

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

基準適合要請通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

大阪市 区 における建築物エネルギー消費
性能基準に適合させなければならない建築物又は建築物の部分について、建築物
のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定に基づき、次の
とおり必要な改善の措置をとることを要請する。

記

要請しようとする措置及びその期限

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明申請書

（第一面）

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第9条第1項の規定に基づき、次の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

記

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

1 適合判定通知書番号

第 号

2 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

3 適合判定通知書交付者

4 変更の概要

（注意）

- 1 申請者が法人等である場合は、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 第二面から第五面までとして、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

第7号様式（第9条関係）（A4）

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における次の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9
条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証
明します。

記

直前の適合判定通知書番号 第 号

直前の適合判定通知書交付年月日 年 月 日

直前の適合判定通知書交付者

建 築 面 積 m²

延 べ 面 積 m²

建 築 物 の 階 数 (地上) 階 (地下) 階

建 築 物 の 用 途 非住宅建築物 一戸建ての住宅

共同住宅等 複合建築物

()

構 造 造 一部 造

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する旨の通知書

第 号

年 月 日

様

大阪市長

年 月 日付け（受付番号第 号）で申請のあった大阪市 区

における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、
次の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5
条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）の軽微な変更に関する
ないため、大阪市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱第9条第
3項の規定に基づき軽微な変更に関する旨を通知します。

記

理由